マルナカ新満濃店

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告 平成十八年七月二十一日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ新満濃店 仲多度郡まんのう町大字吉野下字林一一四八番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により、まんのう町から聴取した意見の概要 周辺住民との意見調整を十分に行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課

2 縦覧期間

平成十八年十二月十二日(火曜日)から平成十九年一月十二日(金曜日)まで